

新型コロナウイルス感染症により支援や相談を必要とする皆様へ

生活支援ガイド

ver. 19<<4月1日時点>>

※随時更新していきます。

生活支援ガイドについて

生活支援ガイドは、新型コロナウイルス感染症により、生活に不安を抱える市民の皆様に対し、総合的・一体的に支援等の情報を提供するものです。
詳しい内容や具体的な手続きについては、それぞれのお問い合わせ先にご確認ください。
なお、北広島市にお住まいの方だけが該当になる場合がありますので、ご留意願います。

《 目 次 》

1 生活について <6P~

2 お金について <11P~

3 各種税・保険料等の減免・猶予等について <17P~

4 各種手続きの特例について <26P~

5 事業者への支援について <32P~

6 新型コロナワクチンについて <41P~

申請方法における各種申請書には、**印鑑**が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

《目次詳細》

※あくまでも目安としてお使いください。詳細な条件については各担当へお問い合わせください。

ページ	支援メニュー
6	新型コロナウイルス感染症に関する相談
6	高齢者の総合相談
7	健康づくりに関する相談
7	妊娠・出産・子育ての総合相談
7	障がい者相談支援
8	こころの健康に関する相談
9	高齢者・障がい者の成年後見制度に関する相談
9	生活保護
9	生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口
10	人権に関する相談
10	人権・行政相談
10	無料法律相談
11	母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※北海道の制度
12	生活福祉資金特例貸付
14	北海道勤労者福祉資金融資
14	子育て世帯への臨時特別給付金 ⇒ 受付終了
15	ひとり親世帯への臨時特別給付金（国）⇒ 受付終了
15	北広島市ひとり親世帯臨時給付金（市独自）⇒ 受付終了
16	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
17	国民健康保険税の減免
18	国民健康保険の病院等で払う一部負担金の減免
18	国民健康保険の被保険者への傷病手当金について
19	国民年金保険料の免除・猶予

ページ	支援メニュー
19	後期高齢者医療保険料の徴収猶予
20	後期高齢者医療保険料の減免
21	後期高齢者医療の被保険者への傷病手当金について
21	介護保険料の徴収猶予
21	介護保険料の減免
22	離職した方に対する国民健康保険税の減額
23	母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還猶予※北海道の制度
23	税の猶予
23	固定資産税（償却資産）の減免
24	事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の軽減⇒ 受付終了
24	法人市民税・市たばこ税・入湯税の申告納付期限の延長
25	保育所等の利用者負担額（保育料）の減免
25	水道料金・下水道使用料のお支払いのご相談
25	学校給食費のお支払いのご相談
26	特別児童扶養手当に係る手続きの郵送受付
26	特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当に係る手続きの郵送受付
26	自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の変更手続きの特例
27	障がい者等交通費利用助成券申請に係る手続きの郵送受付
27	障害者に対する有料道路通行料金の障害者割引の割引有効期限を延長する特例措置について ⇒ 受付終了
28	国民健康保険加入手続きの届出期間延長
28	郵送による国民健康保険に関する各種手続き
29	税の申告
29	郵送による自主防災組織等活動助成金の交付申請受付

ページ	支援メニュー
30	各種証明交付手数料の免除（無料交付）
32	北広島市中小企業者等融資制度
32	新型コロナウイルス感染症に係る経営・金融特別相談室
33	セーフティネット保証 4 号の適用認定
34	セーフティネット保証 5 号の適用認定
35	危機関連保証
36	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金
37	雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置）
38	緊急雇用安定助成金
38	北広島市感染症対策事業者支援金
39	北広島市事業継続支援金
41	新型コロナワクチンに関する相談
42	<<変更箇所について>>

1 生活について

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
<p>新型コロナウイルス感染症に関する相談</p>	<p>症状や不安があるときの相談窓口です。</p>	<p>全ての方</p>	<p>○北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター（フリーコール） 電話番号：0800-222-0018 開設日時：24 時間 ○厚生労働省電話相談窓口 電話番号：0120-565-653 開設日時：9:00～21:00 ※聴覚に障害のある方は、FAX（03-3595-2756）をご利用いただくか、一般財団法人全国ろうあ連盟ホームページをご覧ください。</p>
<p>高齢者の総合相談</p>	<p>市内 4 か所の高齢者支援センターで、高齢者に関するご相談に応じ、必要な支援を行います。お住まいの地域により、担当するセンターが異なります。担当するセンターにお問い合わせください。</p>	<p>高齢者及びその家族</p>	<p>にし高齢者支援センター ＜大曲・輪厚地区担当＞ 011-370-3922 みなみ高齢者支援センター ＜北広島団地地区担当＞ 011-372-8110 きた高齢者支援センター ＜東部（共栄・共栄町・東共栄・北の里・美咲き野）、西の里地区担当＞ 011-375-5888 ひがし高齢者支援センター ＜東部（上記以外）地区担当＞ 011-211-8520</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
健康づくりに関する相談	外出自粛に伴う心や身体の健康づくりに関する「自宅でできる健康づくりガイド」を配布しています。	高齢者及び市民の方	<p>●配布場所⇒健康推進課や各出張所、団地住民センター連絡所、エルフィンパーク、各高齢者支援センター、図書館、中央公民館、夢プラザ等</p> <p>●市のホームページ内にてダウンロード可 トップページ>くらしの情報 >健康・医療 >新型コロナウイルス関係 >感染症対策・予防 >【新型コロナウイルス感染症】防ごう感染症</p> <p>●北広島市役所 1 階 健康推進課 介護予防担当 内線 1222</p>
妊娠・出産・子育ての総合相談	保健センターと地域子育て支援センター「あいあい」が連携して、子育て世代を切れ目なくサポートします。電話相談、来所相談、家庭訪問の対応が可能です。詳細については、右記までお問い合わせください。	妊娠期から子育て期の方及びその家族	北広島市子育て世代包括ケアシステム『きたひろすくすくネット』 保健センター・地域子育て支援センター『あいあい』（市役所 1 階） 011-398-4349（直通）
障がい者相談支援	市内 2 か所の相談支援事業所で、障がいのある方や家族の自立と社会参加の促進を図るため、生活や就労などに関する様々な相談を受けています（例：福祉サービスの利用、不安の解消、情緒安定等に関する支援、就労に関する支援）。詳細については、右記までお問い合わせください。	障がいのある方やその家族	市福祉課障がい福祉担当 内線 2141・2142・2143 市高齢者・障がい者相談担当 内線 2152・2153 障がい者生活支援センターみらい <主に生活について>011-376-7776 障がい者就労支援センターめーでる <主に就労について>011-372-5525

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
こころの健康に関する相談	こころの健康に関すること等、精神保健福祉に関する各種相談・支援を行っています。	市民の方	<ul style="list-style-type: none"> ●北広島市役所高齢者・障がい者相談担当 内線 2152・2153・2156・2158 相談専用メールアドレス soudan@city.kitahiroshima.lg.jp ●北海道立精神保健福祉センター 011-864-7121 (代) 相談時間：平日 9：00～17：00 ●こころの電話相談専用ダイヤル 0570-064-556 相談時間：月～金 9：00～21：00 土日祝 10：00～16：00 ●千歳保健所健康推進課 0123-23-3175 ●よりそいホットライン 0120-279-338 (24 時間) ●働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」 http://kokoro.mhlw.go.jp/
	夜間・休日において、精神疾患を有する方やその家族等からの緊急的な精神医療相談を電話にて受け付けています。	夜間・休日において、緊急的な精神医療相談が必要な方やその家族等	<p>札幌市精神科救急情報センター 011-204-6010 受付時間：平日 17：00～翌 9：00 土日祝 9：00～翌 9：00</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
高齢者・障がい者の成年後見制度に関する相談	高齢者や障がい者が安心して地域で暮らすことを支援するために、成年後見制度利用に関する相談支援や申立て手続きのアドバイスなどを行います。詳細については、右記までお問い合わせください。	高齢の方や障がいのある方	北広島市成年後見センター 011-378-4285
生活保護	生活に困っている方に対して、最低限度の生活を保障し、一日も早く自立できるように援助することを目的とした国の制度です。 ※一定の条件がありますので、詳細につきましては、担当までお問い合わせください。	生活に困っている方	北広島市役所 2 階 福祉課生活保護 内線 2137
生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口	生活に困りごとを抱える方のための相談窓口です。就労支援、家計改善のための支援、一定期間の食住の提供、住居確保給付金の支給など一人ひとりに合わせた支援を行います。	生活に困りごとを抱える方 ※新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和 2 年 4 月 20 日から住居確保給付金の対象範囲が拡大されます。 【これまで】 ・ 離職・廃業から 2 年以内 【令和 2 年 4 月 20 日以降】 ・ 離職・廃業から 2 年以内または <u>休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方</u>	《きたひろしま暮らしサポートセンターぽると》 ●北広島市栄町 1 丁目 5 番地 2 北広島エルフィンビル 2 階 ●開設日時 曜日：月～金曜日 時間：8 時 45 分～17 時 15 分 (土日祝日除く) ※時間外や休日は、電話で受け付けます。 ●電話番号：011-887-6480 E メール：poruto@epoch.or.jp

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
人権に関する相談	新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等を受け困った時は、一人で悩まず相談してください。	市民の方	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなの人権 110 番 0570-003-110 ●子どもの人権 110 番 0120-007-110 ●女性の人権ホットライン 0570-070-810 電話受付時間 平日 8:30~17:15
人権・行政相談	第4火曜日(祝日に当たる場合は翌開庁日)の月1回(12月は除く)、市役所本庁にて人権擁護委員・行政相談員と対面による相談を行っています。	市民の方	【問い合わせ先】 市民課 生活安全担当 (電話:011-372-3311(内線)2302)
無料法律相談	第2(5月・1月は除く)・第4木曜日(祝日に当たる場合は翌開庁日)の月2回、札幌弁護士会から派遣された弁護士による無料法律相談を行っています。	市民の方	【相談人数】各回先着6名 【費用】無料 【受付方法】毎月1日の8時45分から相談日の前日まで、電話又は来庁で予約受付します。(※1日が休日に当たる場合は、翌開庁日から受付) 【申込み先】 市民課 生活安全担当 (電話:011-372-3311(内線)2303)

2 お金について

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
<p>母子父子寡婦福祉 資金貸付金 ※北海道の制度</p>	<p>母子・父子家庭や寡婦の方々の自立を図るための資金や子どもの就学（高校・大学・専修学校等）のための資金等、生活の安定と向上や子どもの健やかな成長を図るための資金です。</p> <p>借入れを希望される方の状況に応じて、限度額、償還期間、利率が決まります。</p> <p>利子は保証人を立てない場合 1.0%、保証人を立てる場合は無利子。</p> <p>寡婦福祉資金の貸付は、前年の所得が制限限度額を超えると貸し付けを受けられませんが、新型コロナウイルス感染症等の影響により生活の状態が著しく窮迫していると認められる場合は貸し付けを受けられることがあります。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>母子・父子・寡婦の方</p>	<p>市役所子ども家庭課を通して石狩振興局に事前相談。</p> <p>【必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書、借用書、口座振替依頼書、償還口座振替依頼書 ・ 戸籍謄本、印鑑登録証明書、所得を証明する書類ほか <p>【申請窓口】</p> <p>北広島市役所 2 階 子ども家庭課 （内線 2215）を通して石狩振興局に事前相談</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
生活福祉資金 特例貸付	<p>【緊急小口資金 特例貸付】</p> <p>■貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</p> <p>■貸付限度額 原則として、一世帯につき1回限り10万円以内。ただし、以下の場合には1世帯につき20万円以内の貸付も可能</p> <p>① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合 ② 世帯員に要介護者がいる場合 ③ 4人以上の世帯である場合 ④ 世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合 ⑤ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策で臨時休業した小学校等に通う子 ・風邪症状等新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子</p> <p>■据置期間 貸付の日から1年以内 ■償還期間 据置期間終了後2年以内 ■貸付利子 無利子(延滞利子:年3%)</p>	新型コロナウイルスの影響を受け、休業や収入の減少、失業等により生活資金にお困りの方	北広島市 社会福祉協議会 011-372-1698

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
	<p>[総合支援資金 特例貸付]</p> <p>■貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</p> <p>■貸付限度額 単身世帯：月15万円以内 2人以上：月20万円以内</p> <p>■貸付期間 原則3か月とし、最長12か月以内</p> <p>■据置期間 貸付の日から1年以内</p> <p>■償還期間 据置期間終了後10年以内</p> <p>■貸付利子 無利子（延滞利子：年3%）</p> <p>■その他 総合支援資金の特例貸付を利用するにあたっては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けすることに同意していることを要件とします。</p>		

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
北海道勤労者福祉資金融資	<p>道内に居住する中小企業に雇用されている従業員、非正規労働者、季節労働者及び離職者が生活する上で必要な資金を融資することにより、その生活の安定と福祉の向上を図る。</p> <p><資金>① 医療資金②災害資金③教育資金④冠婚葬祭資金⑤住宅補修資金⑥耐久消費財購入資金⑦一般生活資金（離職者は⑤、⑥を除く。）</p>	<p>1.下記の前年総所得が600万円以下の方 (ア)中小企業に雇用されている従業員（育児・介護休業者を含む） (イ)非正規労働者（同上） (ウ)季節労働者（過去2年間で通算12か月以上勤務している者）</p> <p>2.離職者</p>	<p>融資を希望される方は、下記の書類をご用意のうえ、取扱金融機関に申し込み。</p> <p>【取扱金融機関】 北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合</p> <p>【問い合わせ先】 取扱金融機関 または北海道経済部地域経済局中小企業課 電話 011-204-5346</p>
子育て世帯への臨時特別給付金 ⇒受付終了	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳から中学生のいる世帯）に対し、児童一人あたり1万円を支給します。</p>	<p>令和2年4月分の児童手当を受給している方（特例給付の対象者を除く）</p> <p>※同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月からの新高校1年生も対象。</p>	<p>【申請方法】</p> <p>(1) 一般受給世帯 申請は不要。令和2年6月10日付で児童手当指定口座へ振込済み。</p> <p>(2) 公務員受給世帯 所属庁から受給証明された申請書を令和2年3月31日に住所のある市町村へ提出してください。申請期限は令和2年11月13日(消印有効)です。</p> <p>【問い合わせ先】 北広島市役所 2階 子ども家庭課 (内線 2214)</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
<p>ひとり親世帯への臨時特別給付金（国） ⇒受付終了</p>	<p>基本給付 新型コロナウイルス感染症の影響により子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯を支援するため、支給対象者に対して1世帯5万円給付します。さらに、第2子以降1人につき3万円加算します。</p> <p>追加給付 新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方に1世帯5万円を給付します。</p>	<p>基本給付</p> <p>① 令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方。</p> <p>② 公的年金給付を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方。</p> <p>④ 追加給付 上記の①②の対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方。</p>	<p>【申請方法】</p> <p>基本給付① 申請は不要。令和2年7月31日付で児童扶養手当指定口座へ振込済み。</p> <p>基本給付②③、追加給付④ 申請書に必要事項を記入し、子ども家庭課に提出してください。申請期限は令和3年2月28日(消印有効)です。 ※申請書は北広島市ホームページよりダウンロードできます。</p> <p>【問い合わせ先】 北広島市役所2階 子ども家庭課 (内線2214)</p>
<p>北広島市ひとり親世帯臨時給付金（市独自） ⇒受付終了</p>	<p>新型コロナウイルス感染症で経済的な影響を受けたひとり親家庭への支援策として、児童扶養手当を受給する世帯を対象に、保護者及び対象児童一人あたり1万円を給付します。</p>	<p>国のひとり親世帯への臨時特別給付金(上記)の①～③に該当する方。</p>	<p>【申請方法】</p> <p>①は申請不要。令和2年6月30日付で児童扶養手当指定口座へ振込済み。</p> <p>②③に該当する方は、国のひとり親世帯への臨時特別給付金の申請により、市独自の臨時給付金の申請をしたものとして申請します。</p> <p>【問い合わせ先】 北広島市役所2階 子ども家庭課 (内線2214)</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた方に対し、支給します。</p> <p>【給付金額の算定方法】 休業前の1日あたり平均賃金×80% ×（各月の日数－就労した日数・労働者の事情で休んだ日数） ※1日あたり支給額の上限 11,000円</p> <p>【対象期間と申請期限】 ①令和2年10月～12月に休業したものの申請期限は、令和3年3月31日 ②令和3年1月から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの期間に休業したものの申請期限は、対象期間の末尾の属する月の3か月後の末日</p>	<p>令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者</p>	<p>申請方法】 <オンライン> 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金関係 HP（特設 HP） https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyos_hienkin.html <郵送> 〒600-8799 日本郵便(株) 京都中央郵便局留置 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当</p> <p>【必要書類】 ①支給申請書 ②支給要件確認書（基本的に労働者と事業主で協力して作成※） ③本人確認書類（免許証写しなど） ④振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど） ⑤休業前及び休業中の賃金額が確認できる書類（給与明細の写しなど） ※②で事業主の協力が得られない場合は、その旨を支給要件確認書に記載のうえ、労働者が申請可能。</p> <p>【問い合わせ先】 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 電話 0120-221-276</p>

3 各種税・保険料等の減免・猶予等について

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
<p>国民健康保険税の減免</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合は、減免になる場合があります。 ※令和3年6月中頃以降受付開始予定です。</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った世帯 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の3つの要件をすべて満たす世帯 (1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年中に比べて10分の3以上減少する見込み (2) 前年中の所得の合計額が1,000万円以下 (3) 収入減少が見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年中の所得の合計額が400万円以下</p>	<p>【必要な書類】 各申請書は市HPと市窓口にて令和3年6月中頃以降用意する予定です。 ・国民健康保険税減免申請書 ・本人確認書類（運転免許証など）の写し ・金融機関名、支店、口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカードなど）の写し ・1に該当する世帯…診断書などの写し ・2に該当する世帯…収入申告書 事業収入等が減少したことがわかる書類（給与明細、収入と必要経費が確認できる帳簿など）の写し ※事業の廃止や失業の場合はその事由が確認できるもの（登記簿謄本、廃業届、退職証明書、解雇通知書など）の写し 【申請窓口】 北広島市役所2階 保険年金課 内線2113・2115</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
国民健康保険の病院等で払う一部負担金の減免	国民健康保険の病院等で払う一部負担金の納付が困難な場合は、一定の基準により、減免になる場合があります。	所得の激減が見込まれ、一部負担金（病院等で支払う自己負担分）の支払いが一時的に困難である方	<p>【必要なもの】 お問い合わせください</p> <p>【申請窓口】 北広島市役所 2 階 保険年金課 内線 2112</p>
国民健康保険の被保険者への傷病手当金について	新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる方が療養のため仕事を休み、給与等の全部または一部を受け取ることができなくなった場合、「傷病手当金」を支給します。	<p>北広島市の国民健康保険に加入しており、給与等の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われるため療養し、仕事をする事ができず、給与等の全部または一部を受け取ることができない方。</p> <p>【対象の期間】 令和 2 年 1 月 1 日～ 令和 3 年 6 月 30 日 ※期間を 6 月 30 日まで延長</p>	<p>保険年金課に事前ご相談ください。</p> <p>【必要な書類】 各申請書は市HP又は市窓口にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書（世帯主記入用） ・支給申請書（被保険者記入用） ・支給申請書（事業主記入用） <p>※勤務先に記入を依頼してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書（医療機関記入用） <p>※療養したい医療機関に記入を依頼してください。</p> <p>【申請窓口】 北広島市役所 2 階 保険年金課 内線 2112</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
国民年金保険料の免除・猶予	令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、かつ当年中の所得見込み額が、「国民年金保険料免除基準相当（学生納付特例基準相当）」になることが見込まれる場合、国民年金保険料の全部または一部が免除されたり、納付が猶予されたりする場合があります。	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難な方	<p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学生以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ・所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）） ○学生の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料学生納付特例申請書 ・所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）） ・学生証のコピー <p>【申請窓口】</p> <p>北広島市役所 2階 保険年金課 内線 2122</p>
後期高齢者医療保険料の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、後期高齢者医療保険料の納付が困難になった場合の申出により納付の猶予される場合があります。	新型コロナウイルス感染症の影響により、後期高齢者医療保険料を納期限までに納付することが困難となった方。	<p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・確定申告書の控え ・給与支払明細書または源泉徴収票 ・休廃業届または退職したことがわかる書類 ・その他収入等を確認できる書類 ・入院証明書、診断書、医療機関の証明書 <p>【申請窓口】</p> <p>北広島市役所 2階 保険年金課 内線2101</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合は、減免になる場合があります。	<p>1 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、主たる生計維持者が次の 3 つの要件すべてに該当する場合</p> <p>(1) 事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入（以下「事業収入」という。）の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年（2019年）中に比べて10分の3以上減少する見込み</p> <p>(2) 令和元年の所得の合計額が1000万円以下</p> <p>(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下</p>	<p>【必要な書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑 ・ 本人確認書類（運転免許証など）の写し ・ 金融機関名、支店、口座番号が分かるもの（通帳、キャッシュカードなど） <p>【1 に該当する方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡または重篤な傷病が確認できる書類（診断書など） <p>【2 に該当する方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年中の収入が分かるもの（源泉徴収票、確定申告書の控えなど） ・ 令和2年度の収入（見込）が分かるもの（給与明細、給与振込口座の通帳、収入と必要経費が確認できる帳簿など） <p>※事業廃止や失業の場合はその事由が確認できるもの（登記簿謄本、廃業届、退職証明書、解雇通知書など）</p> <p>【申請窓口】</p> <p>北広島市役所 2 階 保険年金課 内線 2101、2103</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
後期高齢者医療の被保険者への傷病手当金について	新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる方が療養のため仕事を休み、給与等の全部または一部を受け取ることができなくなった場合、「傷病手当金」を支給します。	<p>北海道後期高齢者医療に加入しており、給与等の支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われるため療養し、仕事をすることができず、給与等の全部または一部を受け取ることができない方。</p> <p>【対象の期間】 令和2年1月1日～ 令和3年6月30日 ※期間を6月30日まで延長</p>	<p>保険年金課に事前にご相談ください。</p> <p>【必要な書類】 各申請書は北海道後期高齢者広域連合HPまたは市窓口にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書（世帯主記入用） ・支給申請書（被保険者記入用） ・支給申請書（事業主記入用） <p>※勤務先に記入を依頼してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書（医療機関記入用） <p>※療養したい医療機関に記入を依頼してください。</p> <p>【申請窓口】 市役所2階 保険年金課 内線2101</p>
介護保険料の徴収猶予	介護保険料を納付期限までに納付することが困難である場合、納付の期限について一定期間猶予になる場合があります。	長期間の病気や失業などにより、所得の激減が見込まれ、介護保険料を納付期限までの納付が困難となった方	<p>必要な書類は、お問い合わせください</p> <p>【申請窓口】 北広島市役所2階 高齢者支援課 内線2174</p>
介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合は、減免になる場合があります。	<p>1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の条件を全て満たす第1号被保険者</p>	<p>【必要な書類】 必要な申請書等は市窓口にあります。</p> <p>介護保険料減免・徴収猶予申請書 介護保険料減免申告書 本人確認書類（運転免許証など）の写し 金融機関名、支店、口座番号分かるもの（通帳、キャッシュカードなど）の写し 添付書類</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
		<p>(1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年中に比べて 10 分の 3 以上減少する見込み</p> <p>(2) 収入減少が見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年中の所得の合計額が 400 万円以下</p>	<p>1 に該当する方 主たる生計維持者の診断書などの写し</p> <p>2 に該当する方 主たる生計維持者の事業収入等が減少したことがわかる書類（給与明細、収入と必要経費が確認できる帳簿など）の写し</p> <p>※事業の廃止や失業の場合は、その事由が確認できるもの（登記簿謄本、廃業届、退職証明書、解雇通知書など）の写し</p> <p>【申請窓口】 北広島市役所 2 階 高齢者支援課 内線 2174</p>
<p>離職した方に対する国民健康保険税の減額</p>	<p>解雇、倒産等により離職した方については届け出をすることによって、国民健康保険税が軽減されます。対象となる方の前年所得のうち、「給与所得」を 30/100 として、離職日翌日の月からその翌年度末まで（最大 2 年間）の保険税を計算します。</p>	<p>以下の(1)～(3)全てを満たす方</p> <p>(1)離職日が平成 21 年 3 月 31 日以降</p> <p>(2)離職時年齢が 65 歳未満</p> <p>(3)「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが「11」「12」「21」「22」「23」「31」「32」「33」「34」のいずれか</p> <p>※「雇用保険特例受給資格者証」や「雇用保険高年齢受給資格者証」は対象となりません。</p>	<p>【届出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証 ・雇用保険受給資格者証 <p>【申請窓口】 北広島市役所 2 階 保険年金課 内線 2115</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還猶予 ※北海道の制度	各種資金について貸付を受けた方が、新型コロナウイルス感染症等の影響により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、1年以内に限り償還金の支払いを猶予でき、この猶予期間中、利子はかかりません。	母子父子寡婦貸付を受けた方	【申請窓口】 北広島市役所 2階 子ども家庭課 (内線 2215) を通して石狩振興局に事前相談
税の猶予	【徴収猶予制度】 一時に納付・納入を行うことが困難である場合は、国税・地方税の徴収猶予を受けることができます場合があります。 詳細については右記までお問い合わせください。	【徴収猶予制度】 ・財産に相当な損失が生じた場合 ・事業を廃止又は休止した場合 ・事業に著しい損失を受けた場合 などであって、一時に納付・納入を行うことが困難であると認められる方	【必要な書類】 お問い合わせください 【問い合わせ先】 市税について 北広島市役所 3階 税務課 納税担当 内線 3736・3737 国税について 札幌南税務署 電話 011-555-3900
固定資産税（償却資産）の減免	新型コロナウイルス感染症への対応に際し消毒作業が行われた償却資産が壊れて使用できなくなり、一定の要件を満たした場合、当該償却資産に係る固定資産税を減免します。	新型コロナウイルス感染症への対応に際しての消毒作業によって壊れて使用ができなくなり、一定の要件を満たした償却資産に係る固定資産税の納税義務者	個々の状況により必要な書類等が異なりますので、まずにご相談ください。 【申請・問い合わせ先】 北広島市役所 3階 税務課 資産税家屋係 内線 3724

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の軽減 ⇒受付終了	新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じゼロまたは2分の1に軽減します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月から同年10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて30%以上減少した中小事業者等	【提出書類】 ・ 特例申告書（市HPからダウンロードできます） ・ 収入が減少したことを証する書類（写） ・ 特例対象家屋の事業用割合を示す書類（写） ※状況により追加書類が必要となる場合がありますので、詳細は下記担当までお問い合わせください。 【申告期限】 令和3年（2020年）2月1日（月） 【申告・問い合わせ先】 北広島市役所3階 税務課 資産税家屋係 内線 3721・3725
法人市民税・市たばこ税・入湯税の申告納付期限の延長	新型コロナウイルス感染症への対応に際し、申告納付期限までに申告・納付ができない場合、申告納付期限が延長できます。	法人市民税・市たばこ税の納税義務者、入湯税の特別徴収義務者	納税義務者は、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内、特別徴収義務者については30日以内に申告・納付することができます。 申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載して申告・納付してください。 【申請・問い合わせ先】 北広島市役所3階 税務課税務担当 内線 3711

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
保育所等の利用者負担額（保育料）の減免	3 か月以上の期間にわたり収入が減少した場合は、減免を受けられる場合があります。	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用している方	【申請・問い合わせ先】 北広島市役所 2 階 子ども家庭課 内線 2207
水道料金・下水道使用料のお支払いのご相談	水道料金・下水道使用料のお支払い期限延期などのご相談に応じます。	一時的な収入減少などにより水道料金及び下水道使用料の納付が困難となった方（個人・法人は問いません。）。	【申請方法】 電話又は窓口 【申請窓口】 北広島市中央 4 丁目 2 番地 1 北広島市役所 4 階 水道料金センター 内線 4341・4342
学校給食費のお支払いのご相談	学校給食費の納入期限の延長などのご相談をお受けしております。	収入減少などにより学校給食費のお支払いが困難となった方。	【問い合わせ先】 学校給食センター 北広島市朝日町 5 丁目 1 番地 4 電話 373-2487 (平日の 8 時 00 分から 16 時 30 分)

4 各種手続きの特例について

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
特別児童扶養手当に係る手続きの郵送受付	<p>特別児童扶養手当の請求・届出については、通常、窓口での手続きとさせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症防止のため、当面の間、郵送による手続きも対応しております。</p> <p>個々の状況により必要な書類等が異なりますので、お手続きの詳細につきましては右記までお問い合わせください。</p>	市役所に来庁することが困難な方	北広島市役所 2 階 福祉課障がい福祉 内線 2141
特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当に係る手続きの郵送受付	<p>特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の請求・届出については、通常、窓口での手続きとさせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症防止のため、当面の間、郵送による手続きも対応しております。</p> <p>個々の状況により必要な書類等が異なりますので、お手続きの詳細につきましては右記までお問い合わせください。</p>	市役所に来庁することが困難な方 自立支援医療の手続きをすることが困難であった方	北広島市役所 2 階 福祉課障がい福祉 内線 2141 北広島市役所 2 階 福祉課障がい福祉 内線 2143
自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の変更手続きの特例	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、受診する指定自立支援医療機関の変更手続きを事前に行うことが困難であった場合に限り、受診後の変更手続きが認められる場合があります。</p> <p>詳細につきましては右記までお問い合わせください。</p>	自立支援医療の手続きをすることが困難であった方	北広島市役所 2 階 福祉課障がい福祉 内線 2143

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
障がい者等交通費利用助成券申請に係る手続きの郵送受付	障がい者等交通費利用助成の申請については、通常、窓口での手続きとさせていただきますが、新型コロナウイルス感染症防止のため、当面の間、郵送による手続きも対応しております。詳細につきましては右記までお問い合わせください。	交通費利用助成券支給対象者（北広島市に住民票を有し、身体障害者手帳 1・2 級（内部疾患 3 級）、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級、重度障がい者医療費受給者証をお持ちの方）で市役所に来庁することが困難な方	北広島市役所 2 階 福祉課障がい福祉 内線 2143
障害者に対する有料道路通行料金の障害者割引の割引有効期限を延長する特例措置について ⇒受付終了	有料道路通行時点で割引有効期限を経過している場合において、割引有効期限の日を令和 2 年 7 月 31 日に延長し、割引を適用します。	令和 2 年 3 月 1 日から同年 7 月 30 日までの間に障害者割引の割引有効期限を迎える方で、更新手続き等が困難な方	【申請】 市役所ほか各出張所 【問い合わせ先】 北広島市役所 2 階 福祉課障がい福祉 内線 2144 ※制度、手続き方法について 東日本高速道路(株)北海道支社料金企画課 011-896-5211

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
国民健康保険加入手続きの届出期間延長	国保加入の届出は、事実が発生した日から 14 日以内に届出する必要があるとされていますが、新型コロナウイルス感染症予防のため、繁忙期の市役所への来庁を避けたことにより届出期間を経過してしまった場合については、期間内の届出と同様の取扱いといたします。	国保加入の届出が必要な方	北広島市役所 2 階 保健福祉部保険年金課 内線 2115
郵送による国民健康保険に関する各種手続き	国保脱退の届出や保険証再交付の届出は、郵送による届出も可能です。郵送で行う場合は、届出書類をお送りください。	<ul style="list-style-type: none"> • 国保脱退の届出が必要な方 • 保険証を紛失した方 	<p>【届出書類】</p> <p><国保脱退></p> <ul style="list-style-type: none"> • 国民健康保険一般・退職被保険者等異動届（市のホームページからダウンロードできます。） • 国民健康保険証（原本） • 勤務先の健康保険証のコピー • 本人確認書類のコピー • マイナンバーがわかるもののコピー <p><保険証再交付></p> <ul style="list-style-type: none"> • 国民健康保険被保険者証再交付申請書（市のホームページからダウンロードできます。） • 本人確認書類のコピー <p>【申請窓口】北広島市役所 2 階 保健福祉部保険年金課 内線 2115</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
税の申告	<p>1. 市税について 個人市民税の申告期限を延長しています。</p> <p>2. 国税について 申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限を延長しています。</p> <p>3. 道税について 個人道民税及び個人事業税の申告期限、個人事業税の課税免除及び不均一課税の申告期限などの期限を延長しています。</p> <p>【1～3の延長後の申告期限】 令和3年4月15日（木）</p>	全ての方	<p>【問い合わせ先】</p> <p>1. 北広島市役所 3階 税務課 市民税担当 内線 3702・3703</p> <p>2. 札幌南税務署 011-555-3900</p> <p>3. 石狩振興局課税課 011-281-7936</p>
郵送による自主防災組織等活動助成金の交付申請受付	自主防災組織等による防災資機材の購入や各種防災訓練に要する経費等に係る申請書類は、郵送も可能です。	北広島市内の自主防災組織、自治会、町内会等	<p>【必要な書類】 ホームページからのダウンロードもしくは危機管理課窓口で配布しております。</p> <p>【申請窓口】 北広島市役所 3階 総務部防災危機管理室危機管理課 内線 3343</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
<p>各種証明交付 手数料の免除 (無料交付)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う貸付や融資、各種支援制度等の手続きに必要な各種証明書の交付手数料を免除(無料交付)します。</p> <p>○免除とする証明等の種類</p> <p>① 住民票の写し(広域住民票を除く) ② 住民票の除票の写し ③ 住民票記載事項証明書 ④ 印鑑登録証明書 ⑤ 戸籍全部・一部事項証明書 ⑥ 除籍全部・一部事項証明書 ⑦ 改製原戸籍全部・一部事項証明書 ⑧ 戸籍の附票の写し ⑨ 身分証明書 ⑩ 所得課税証明書 ⑪ 納税証明書</p>	<p>○免除の対象となる方</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う貸付や融資等の生活支援、経済対策を受ける方</p> <p>○免除となる使用目的</p> <p>◆社会福祉協議会による福祉資金緊急小口資金(特例貸付)や総合支援資金生活支援費(特例貸付) ◆日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付制度 ◆その他、行政が実施する各種支援制度のほか民間制度も含まれます。</p> <p>※新型コロナウイルスに起因した生活困窮などへの対応として貸付や融資等を利用する場合であれば全て対象となります。</p>	<p>○申請の方法</p> <p>各種証明書の請求書の使用目的欄に「新型コロナウイルス感染症に伴う貸付や融資制度等の申請に使用する」とこと、「貸付や融資、各種支援制度の名称」を記載して申請してください。</p> <p>○窓口と交付証明書類</p> <p>1. 市民課戸籍住基担当 内線 2311・2312</p> <p>住民票の写し(広域住民票を除く)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部・一部事項証明書、除籍全部・一部事項証明書、改製原戸籍全部・一部事項証明書、戸籍の附票の写し、身分証明書</p> <p>2. 税務課市民税担当 内線 3702・3703</p> <p>所得課税証明書</p> <p>3. 税務課税務担当 内線 3711・3712</p> <p>納税証明書</p> <p>4. 西の里、大曲、西部各出張所</p> <p>住民票の写し(広域住民票を除く)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部・一部事項証明書、除籍全部・一部事項証明書、改製原戸籍全部・一部事項証明書、戸籍の附票の写し、身分証明書、所得課税証明書、納税証明書</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
			<p>5. 団地住民センター 住民票の写し（広域住民票を除く）、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部・一部事項証明書、除籍全部・一部事項証明書、改製原戸籍全部・一部事項証明書、戸籍の附票の写し、身分証明書 ※所得課税証明書と納税証明書は交付できません。</p> <p>6. エルフィンパーク市民サービスコーナー 住民票の写し（広域住民票を除く）、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部・一部事項証明書、除籍全部・一部事項証明書、改製原戸籍全部・一部事項証明書、戸籍の附票の写し、身分証明書、所得課税証明書 ※納税証明書は交付できません。 ※身分証明書と所得課税証明書は、土・日・祝日及び市役所開庁時間外に証明書を受け取るときは、市役所開庁時間中に事前予約が必要です。</p>

5 事業者への支援について

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
北広島市中小企業者等融資制度	事業経営の発展や合理化などに必要な資金を円滑に調達するための融資制度。 利率の1%分と信用保証料の全額を補給します。	北広島市内で事業を営む中小企業者、中小企業団体、小規模企業者	<p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算書、申告書（2期分） ・市税に未納滞納がないことを証する納税証明書 ・商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合） <p>※その他、融資資金の種類により必要書類が異なるため、要問い合わせ。</p> <p>【申込み方法】</p> <p>必要書類を北広島商工会に持参し、北広島商工会を經由して市内の金融機関に申込み。</p> <p>【問い合わせ】</p> <p>北広島市役所 4階 経済部商工業振興課 内線 4614</p>
新型コロナウイルス感染症に係る経営・金融特別相談室	経営に影響を受けている中小・小規模企業等の皆様からの資金調達にきめ細かく対応するため、閉庁日も相談に対応。	道内に事業所を有する中小企業者 や中小企業等協同組合等で、新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けている方	<p>北海道経済部地域経済局中小企業課に直接問い合わせください。</p> <p>北海道経済部地域経済局中小企業課 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-204-5346 又は011-231-4111（内線 26-365）</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
セーフティネット保証 4 号の適用認定	売上高等が 20%以上 減少している事業者を対象に、北海道信用保証協会が別枠で融資額の 100%を保証します。	<p>以下の要件のいずれにも該当する中小企業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内において事業を 1 年以上継続して行っていること ・最近 1 か月の売上高等が前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月の売上高等が前年同月比で 20 %以上減少することが見込まれること 	<p>【必要書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①認定申請書 2 通 ②市内にて 1 年間以上継続して事業を行っていることが確認できる資料（注 1） ③当該災害の影響を受けた後、直近 1 か月の売上高等が確認できる資料（注 2） ④上記③の期間後 2 か月間の売上高等の見込み値が確認できる資料（任意の様式可） ⑤上記③および④の期間に対応する前年同月 3 か月分の売上高等が確認できる資料（注 2） <p>（注 1）確定申告書の写し（電子申告の場合は受信通知の写しも必要）、履歴事項全部証明書等</p> <p>（注 2）損益計算書、試算表、売上台帳、通帳、受注残高表等</p> <p>※売上高の説明資料で、北広島市が定める様式（売上高等に関する資料）を提出した場合、上記③から⑤の提出は不要です。</p> <p>【申込み方法】</p> <p>必要書類を市経済部商工業振興課に持参し、認定を受けた後金融機関に申込み。</p> <p>【問い合わせ】</p> <p>北広島市役所 4 階 経済部商工業振興課 内線 4614</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
セーフティネット保証 5 号の適用認定	指定業種に属し売上高等が 5%以上減少している事業者を対象に、北海道信用保証協会が別枠で融資額の 80%を保証	<p>(イ) 指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間の売上高等が前年同期比で 5%以上減少している中小企業者</p> <p>(ロ) 略</p> <p>ただし、令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日までの取り扱いとして、対象業種については、一部例外業種を除く原則全業種を指定しています ※期間を 6 月 30 日まで延長</p>	<p>【必要書類】</p> <p>①認定申請書 2 通</p> <p>②市内にて 1 年間以上継続して事業を行っていることが確認できる資料（注 1）</p> <p>③当該災害の影響を受けた後、最近 1 か月の売上高等が確認できる資料（注 2）</p> <p>④上記③の期間後 2 か月間の売上高等の見込み値が確認できる資料（任意の様式で可）</p> <p>⑤上記③および④の期間に対応する前年同期 3 か月分の売上高等が確認できる資料（注 2）</p> <p>（注 1）確定申告書の写し（電子申告の場合は受信通知の写しも必要）、履歴事項全部証明書等</p> <p>（注 2）損益計算書、試算表、売上台帳、通帳、受注残高表等</p> <p>※売上高の説明資料で、北広島市が定める様式（売上高等に関する資料）を提出した場合、上記③から⑤の提出は不要です。</p> <p>【申込み方法】</p> <p>必要書類を市経済部商工業振興課に持参し、認定を受けた後金融機関に申込み。</p> <p>【問い合わせ】</p> <p>北広島市役所 4 階 経済部商工業振興課 内線 4614</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
危機関連保証	<p>全国・全業種（一部対象外業種あり）の事業者を対象に「危機関連保証」（100%保証）として、別枠を措置。</p> <p>指定期間：令和3年6月30日まで</p>	<p>売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者</p>	<p>【必要書類】</p> <p>①認定申請書 2通</p> <p>②市内にて1年間以上継続して事業を行っていることが確認できる資料(注1)</p> <p>③当該災害の影響を受けた後、最近1か月の売上高等が確認できる資料(注2)</p> <p>④上記③の期間後2か月間の売上高等の見込み値が確認できる資料(任意様式可)</p> <p>⑤上記③および④の期間に対応する前年同期3か月分の売上高等が確認できる資料(注2)</p> <p>(注1)確定申告書の写し（電子申告の場合は受信通知の写しも必要）、履歴事項全部証明書等</p> <p>(注2)損益計算書、試算表、売上台帳、通帳、受注残高表等</p> <p>※売上高の説明資料で、北広島市が定める様式（売上高等に関する資料）を提出した場合、上記③から⑤の提出は不要です。</p> <p>【申込み方法】</p> <p>必要書類を市経済部商工業振興課に持参し、認定を受けた後金融機関に申込み。</p> <p>【問い合わせ】</p> <p>北広島市役所 4階 経済部商工業振興課 内線 4614</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	有給休暇を取得した対象労働者※に支払った賃金相当額×10/10を助成する	令和2年2月27日から令和3年3月31日までの間に小学校等の臨時休業により、その小学校等に通う子の保護者である労働者（※対象労働者）に有給の休暇を取得させた企業	<p>厚生労働省HPで手引きや申請書がダウンロード可</p> <p>【必要書類】</p> <p>①支給申請書②有給休暇取得確認書③休暇取得がわかる出勤簿等④有給休暇を取得した月の賃金台帳等⑤雇用契約書等⑥通帳の写し⑦労働保険関係成立届の事業主控等⑧小学校等からの臨時休業等のお知らせ</p> <p>【申請期限】</p> <p>令和3年1月1日から同年3月31日までの休暇取得分：令和3年6月30日まで</p> <p>【申請書提出先】</p> <p>〒137-8691 新東京郵便局 私書箱 132 号 学校等休業助成金・支援金受付センター ※特定記録郵便やレターパック等で配送してください。</p> <p>【問合せ先】</p> <p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日祝含））</p>
雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置）	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、<u>雇用保険被保険者の労働者</u>に対して、一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額等を助成します。</p> <p>【助成率】</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、「<u>事業活動の縮小</u>※」を余儀なくされた場合、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、緊急対応期間（令和2年4月1日～緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末日）に、雇用調整（休</p>	<p>【申請方法】</p> <p><オンライン></p> <p>厚生労働省 雇用調整助成金等オンライン受付システム https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/</p> <p><郵送></p> <p>〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル3F 北海道労働局職業安定部職業対策分室あて</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
	<p>・ 中小企業 4/5 (10/10) ・ 大企業 2/3 (3/4) ※カッコ内は解雇等していない場合</p> <p>【算定方法】 支払った休業手当に相当額×助成率×休業延べ日数 ※1人1日当たり上限額 15,000円</p>	<p>業)を実施する雇用保険適用事業主</p> <p>※売上高または生産量の値が前年同月比5%以上減少</p>	<p>※併せて、朱書きにて「雇調金申請書類在中」を記入 【必要書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①雇用調整実施事業所の事業活動状況に関する申出書 ②支給要件確認申立書・役員等一覧 ③休業・教育訓練実績一覧表 ④助成額算定書 ⑤(休業等)支給申請書 ⑥休業協定書 ⑦事業所の状況に関する書類(労働者名簿及び役員名簿など) ⑧労働・休日実績に関する書類(出勤簿、タイムカードなど) ⑨休業手当・賃金の実績に関する書類(賃金台帳、給与明細書など) <p>【申請期限】 「支給対象期間」の最終日の翌日から2か月以内</p> <p>【問い合わせ先】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 電話 0120-60-3999 受付時間 9時～21時(土日祝含む)</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
緊急雇用安定助成金	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、<u>雇用保険被保険者ではない従業員</u>に対して、一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に助成します。</p> <p>【助成率】上記（雇用調整助成金）と同じ 【算定方法】上記（雇用調整助成金）と同じ</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、「事業活動の縮小※」を余儀なくされた場合、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、緊急対応期間（令和2年4月1日～緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末日）に、雇用調整（休業）を実施する雇用保険適用事業主</p> <p>※売上高または生産量の値が前年同月比5%以上減少</p>	<p>【申請方法】上記（雇用調整助成金）と同じ 【必要書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①緊急雇用安定助成金支給申請書 ②休業実績一覧表 ③支給要件確認申立書 ④比較した月の売上などがわかる書類（売上簿など） ⑤休業させた日や時間がわかる書類（出勤簿など） ⑥休業手当や賃金の額がわかる書類（賃金台帳など） ⑦役員名簿 ※役員がない場合不要 <p>【申請期限】 「支給対象期間」の最終日の翌日から2か月以内 【問い合わせ先】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 電話 0120-60-3999 受付時間 9時～21時（土日祝含む）</p>
北広島市感染症対策事業者支援金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により売上が減少している市内事業者に対して、継続して取り組んでいる感染症対策への負担を軽減するため支援金を支給します。</p> <p>【支給額】 市内にある事業所 1店舗につき3万円</p>	<p>申請日時点で、以下のすべての支給要件を満たしている事業者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（法人の場合）北広島市内に法人登記上の本店及び事業所があること。 ・（個人事業主の場合）北広島市内に事業所があること。 ・令和2年12月1日以前から 	<p>【申請方法】 郵送または窓口 【必要書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 支援金支給申請書兼請求書 ② 誓約書 ③ 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し ④ 本人確認書類の写し（個人事業主のみ） ⑤ 登記事項全部証明書または商業登記簿謄本の写し（法人のみ）

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
		<p>事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。 (※注 1) ・令和 2 年 11 月から令和 3 年 3 月までのいずれかの月において、前年同月(令和 2 年 4 月以降に開業している場合は前月)と比較した売上減少率が 10%以上であること。 ・新しい生活様式を実践していること。 (※注 1) 個人事業主で事業収入がなく、主たる収入が不動産収入、雑収入、給与収入で確定申告をしている場合は別途要件があります。</p>	<p>⑥ 税の申告状況がわかる資料の写し ア 直近の法人事業概況説明書 イ 確定申告書第一表 ウ 市民税道民税申告書(国税の申告義務のない事業者) ⑦ 令和 2 年 11 月から令和 3 年 3 月までの売上がわかる売上表・計算表など ア 前年同月と比較する場合は対象期間のいずれかの月の売上と、前年同月の資料 イ 令和 2 年 4 月以降に開業しており前年同月の比較対象がない場合は、対象期間のいずれかの月と、その前月の資料 ⑧ 主たる収入を「雑収入」または「給与所得」として申告している場合は、業務委託、委任、請負契約書など内容のわかるもの 【問い合わせ先】 北広島市役所 4 階 商工業振興課(内線 4613)</p>
北広島市事業継続支援金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により売上が減少している市内事業者に対して、事業者の事業継続を下支えするために支援金を支給します。 【支給額】 ・事業所が市内に 1 事業所の場合は 15 万円</p>	<p>申請日時点で、以下のすべての支給要件を満たしている事業者。 ・(法人の場合) 北広島市内に法人登記上の本店及び事業所があること。 ・(個人事業主の場合) 北広島市内に事業所があること。</p>	<p>【申請方法】 郵送または窓口 【必要書類】 ① 支援金支給申請書兼請求書 ② 誓約書 ③ 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し ④ 本人確認書類の写し(個人事業主のみ) ⑤ 登記事項全部証明書または商業登記簿謄本の写し(法人の</p>

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先
	<p>・事業所が市内に複数（2事業所以上）ある場合は25万円</p>	<p>・令和2年12月1日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。（※注1）</p> <p>・以下のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和2年11月から令和3年3月までのいずれかの月において、前年同月（令和2年4月以降に開業した場合は前月）と比較した売上減少率が30%以上であること。 令和2年11月から令和3年3月までの連続する3か月の売上合計が、前年同期の合計と比較して売上減少率が20%以上であること。 <p>・新しい生活様式を実践していること。</p> <p>（※注1）個人事業主で事業収入がなく、主たる収入が不動産収入、雑収入、給与収入で確定申告をしている場合は別途要件があります。</p>	<p>み)</p> <p>⑥ 税の申告状況がわかる資料の写し</p> <p>ア 直近の法人事業概況説明書</p> <p>イ 確定申告書第一表</p> <p>ウ 市民税道民税申告書（国税の申告義務のない事業者）</p> <p>⑦ 令和2年11月から令和3年3月までの売上がわかる売上表・計算表など</p> <p>ア 前年同月と比較する場合は対象期間のいずれかの月の売上と、前年同月の資料</p> <p>イ 令和2年4月以降に開業しており前年同月の比較対象がない場合は、対象期間のいずれかの月と、その前月の資料</p> <p>ウ 連続する3か月の合計で比較する場合は、対象期間の売上と、前年同期の資料</p> <p>⑧ 主たる収入を「雑収入」または「給与所得」として申告している場合は、業務委託、委任、請負契約書など内容のわかるもの</p> <p>【問い合わせ先】</p> <p>北広島市役所4階 商工業振興課（内線4613）</p>

6 新型コロナワクチンについて

支援メニュー	制度内容	対象者	申請方法 ・ 問い合わせ先							
新型コロナワクチンに関する相談	ワクチンの接種に関する相談とワクチンの接種予約に関する窓口です。	全ての方 ※ワクチン接種には優先順位があります。優先順位に合わせて、段階的にクーポン券を発送します。予約開始の時期は、クーポン券の発送時にお知らせします。	○北広島市ワクチン接種コールセンター 電話番号：011-807-8018 受付時間：平日 9:00～17:00							
	ワクチンの有効性や安全性に関する相談窓口です。	全ての方	○厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター 電話番号：0120-761-770 <table border="1" data-bbox="1406 676 2013 986"> <thead> <tr> <th>対応言語</th> <th>受付時間(毎日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語</td> <td>9:00～21:00</td> </tr> <tr> <td>タイ語</td> <td>9:00～18:00</td> </tr> <tr> <td>ベトナム語</td> <td>10:00～19:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>※聴覚に障害のある方は、一般財団法人全日本ろうあ連盟ホームページ (https://www.jfd.or.jp) をご覧ください。</p>	対応言語	受付時間(毎日)	日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語	9:00～21:00	タイ語	9:00～18:00	ベトナム語
対応言語	受付時間(毎日)									
日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語	9:00～21:00									
タイ語	9:00～18:00									
ベトナム語	10:00～19:00									

《変更箇所》

日時	変更事項
<p>4月1日（木）</p> <p>Ver18からVer19への 変更点</p>	<p>【削除】 北海道中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付 【北広島市】休業協力支援金 【北広島市】小規模事業者臨時支援金 テレワーク等利用環境整備促進事業 【北海道】休業協力・感染リスク低減支援金 【北海道】北海道経営持続化臨時特別支援金 【国】持続化給付金 小規模事業者持続化補助金 【北広島市】中小企業者等家賃支援金 【国】家賃支援給付金</p> <p>【修正】 無料法律相談 ⇒10P ひとり親世帯への臨時特別給付金（国） ⇒15P 北広島市ひとり親世帯臨時給付金（市独自） ⇒15P 国民健康保険税の減免 ⇒17P 国民健康保険の被保険者への傷病手当金について ⇒18P 後期高齢者医療の被保険者への傷病手当金について ⇒21P 税の猶予 ⇒23P 税の申告 ⇒29P 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 ⇒36P</p> <p>【追加】 人権・行政相談 ⇒10P 北広島市感染症対策事業者支援金 ⇒38P 北広島市事業継続支援金 ⇒39P 新型コロナワクチンに関する相談 ⇒41P</p>